

原付・二輪・小型特殊等の税額表

車種		総排気量	定格出力	大きさ等	税額	葛飾区 ナンバーの プレート色
原動機付 自転車	特定小型		0.60kW以下	長さ1.9m以下 幅0.6m以下 最高速度20km/h以下 に制御	2,000円	白色
	第一種	125cc以下(最高出力 4.0kW以下に制御)	0.60kW以下	長さ2.5m以下 幅1.3m以下 高さ2.0m以下	2,000円	白色
	第一種	50cc以下	0.60kW以下		2,000円	白色
	第二種 乙	50cc超 90cc以下	0.60kW超 0.80kW以下		2,000円	黄色
	第二種 甲	90cc超 125cc以下	0.80kW超 1.00kW以下		2,400円	桃色
	ミニカー	20cc超 50cc以下	0.25kW超 0.60kW以下		3,700円	水色
二輪の軽自動車(軽二輪) (三輪以上のトライクなど)		125cc超 250cc以下 (50cc超 250cc以下)	1.00kW超 (0.60kW超)	長さ2.5m以下 幅1.3m以下 高さ2.0m以下	3,600円	— —
二輪の小型自動車		250cc超	1.00kW超	軽二輪の大きさ要件 を1つでも超えるもの	6,000円	—
小型特殊 自動車	農耕作業用	制限なし	制限なし	大きさ制限なし 最高速度35km/h未満 に制御	2,400円	緑色
	その他	制限なし	制限なし	長さ4.7m以下 幅1.7m以下	5,900円	緑色
雪上用	専ら雪上を走行するもの				3,600円	—
二輪の被けん引車(ボートトレーラーなど)					3,600円	—

※ 総排気量50cc及び定格出力0.6kWを超える三輪以上のバイクは、二輪の軽自動車に該当します。

※ 小型特殊自動車の要件を1つでも超える場合は、大型特殊自動車に該当します。

三輪以上の軽自動車の税額表

下表のとおり、「初度検査年月」や「燃費性能」等により、税額が異なります。

車種		(1)	(1)'	重課税額	軽課税額 (グリーン化特例)	
総排気量 660cc以下 長さ 3.40m以下 幅 1.48m以下 高さ 2.00m以下		初度検査年月が H.27年3月までの 車両	初度検査年月が H.27年4月以降の 車両	初度検査から 13年経過した 車両	初度検査の翌年度の税額が 軽減されます。 (1回のみ)	
軽四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	燃費性能や車種により軽減率が 異なります。 概ね75%の軽減対象車は、電気 ・燃料電池・天然ガス車です。	
		営業用	5,500円	6,900円		8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円		6,000円
		営業用	3,000円	3,800円		4,500円
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円		

● 重課税額について

重課税額対象外の車両は、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド・被けん引車の6種類です。
この6種類は、初度検査から13年経過しても(1)又は(1)'の税額のままです。

● 軽課税額について

初度検査年月が「前年4月～本年3月」で「燃費性能等が良い」車両は、本年度(初度検査の翌年度)の税額が軽減されます。